

平成 28 年 3 月期の決算留意事項

平成 28 年 3 月期に適用となる開示制度のうち、主たるものは以下のとおりです。

1.	繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 26 号）
2.	税効果会計に適用する税率に関する適用指針（企業会計基準適用指針第 27 号）
3.	退職給付債務の計算における割引率 - マイナス金利対応（企業会計基準委員会議事）
4.	税効果会計に関する Q & A の改正（会計制度委員会）
5.	企業結合に関する会計基準（企業会計基準第 21 号）
6.	会社法改正

1. 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針

公開草案からの主な変更点は以下のとおりです。

- (1) 「合理的に説明できる場合」との表現を、「企業が合理的な根拠をもって説明する場合」に変更しました（本適用指針第 78 項）。
- (2) 会計方針の変更を下記 3 項目に特定されました（本適用指針第 49 項(3)）。

会計方針の変更と取扱われる項目

- ①（分類 2）に該当する企業において、スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産について回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い
- ②（分類 3）に該当する企業において、おおむね 5 年を明らかに超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には回収可能性があるとする取扱い
- ③（分類 4）の要件に該当する企業であっても、将来において 5 年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合には(分類 2)に該当するものとする取扱い

- (3) 早期適用した場合の翌年度（平成 29 年 3 月期）の四半期財務諸表における比較情報の取扱いの明確化が図られました（本適用指針 49 項 (2)）。

2. 税効果会計に適用する税率に関する適用指針

決算期において「公布」されている税法規定によることとされていた税効果会計に適用する税率を、決算日において国会で「成立」している法人税法等規定によること

が新たに定められました。また、地方税法等の改正が決算日以前に成立していますが、それを受けた改正条例が決算日以前に地方公共団体の議会等で成立していない場合の取扱いのも明確にされました（本税率変更適用指針第5項、7項、11項、15項）。

3. 退職給付債務の計算における割引率－マイナス金利対応

退職給付債務の計算における割引率について、平成28年3月期決算においては、割引率として用いる利回りについて、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものとされています。

4. 税効果会計に関するQ&Aの改正

平成27年度税制改正により、外国子会社からの配当が外国会社の所在地国において損金算入されている場合には、子会社の個別財務諸表において損金算入される親会社の税負担が軽減されると見積もられる税額を控除した額を、連結財務諸表上、繰延税金負債として計上することになります。

5. 企業結合に関する会計基準

「企業結合に関する会計基準」等において、非支配株主持分の取扱い、取得関連費用の取扱い、暫定的な会計処理の確定の取扱い等の改正をしています。

6. 会社法改正

平成26年会社法改正は、主として大規模会社に影響を与える改正でありました。その大きなポイントは2つ、①良い企業統治すなわち良いコーポレートガバナンスの確立と、②親子会社に関する規律の整備であります。

以上